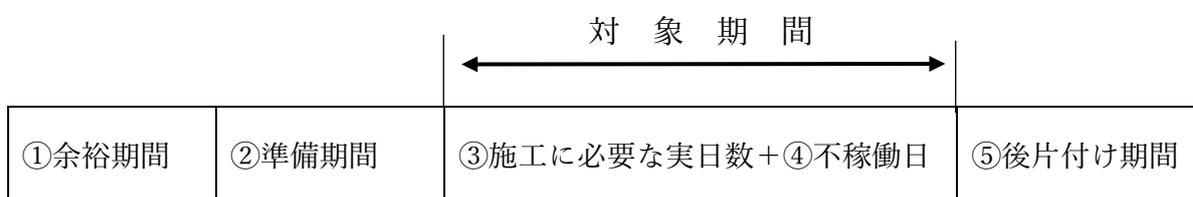


週休2日適用工事に要する費用の計上について

「週休2日適用工事に伴う実施要領」第7（費用の計上について）は、次のとおりとする。予定価格の算定に当たっては、現場閉所の通期（4週8休以上）とする。

対象期間とは、工期全体から「準備期間と片付け期間を除く期間」を対象期間とする。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者からあらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は除く。



【②準備期間】とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。

【⑤後片付け期間】とは、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

※「土木工事における適切な工期設定の考え方」より

補正係数の考え方

対象期間における現場閉所の達成状況に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとし、補正係数は【週休2日適用工事に要する費用の計上について（山梨県：技術管理課）】に準じた通期と月単位を採用するものとする。